

(健Ⅱ46F)

平成30年5月14日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 范 敏

予防接種法に基づく定期接種の対象者以外の  
乾燥弱毒生麻疹風疹混合（MR）ワクチンの接種について

愛知県や沖縄県などで、海外からの麻疹輸入例を発端とした散发例、アウトブレイクが起こっていることを受け、予防接種法に基づく定期接種の対象者以外の乾燥弱毒生麻疹ワクチン（麻疹単独ワクチン）の接種希望者が増加し、全国各地からワクチン不足を懸念する声が聞かれます。

麻疹単独ワクチンは生産量が少ないため、大部分は乾燥弱毒生麻疹風疹混合（MR）ワクチンで対応することになるものと予想されますが、ワクチン接種を検討するにあたり、国立感染症研究所感染症疫学センター「麻疹風疹混合（MR）ワクチン接種の考え方」（平成30年4月17日付）

（[https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/MRvaccine\\_20180417.pdf](https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/MRvaccine_20180417.pdf)）をぜひご参照ください。

まず、定期接種の第1期、第2期の対象者に対する接種を優先し、麻疹の自然罹患歴を持つ可能性が高い年齢（概ね50歳以上）の方は予防接種の優先順位が低いことにご留意くださいますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。